旅行業協会弁済業務保証金取戻し公告

旅行業法第22条の12第５項及び旅行業協会弁済業務保証金規則第２条第１項（保証社員の地位を失った場合）、又は旅行業法第22条の12第１項及び旅行業協会弁済業務保証金規則第２条第２項（保証社員が変更登録を受けた場合）の規定により次のように公告します。

下記①に掲げる者との旅行業務に関する取引によって生じた債権(保証社員の地位を失った場合は、当協会の保証社員であった期間におけるものに限る）に関し旅行業法第22条の９第１項の権利を有する者は、本公告掲載の翌日から６箇月以内に、当協会の弁済業務規約の定めるところにより、その債権の額及びその取引が成立した時期並びに氏名又は名称及び住所を記載した認証申出書２通を、下記①に掲げる者の所属する当協会に提出してください。前記期間内に認証申出書の提出がないときは、弁済業務保証金は取戻されます。

平成 27 年７月１日

記

［掲載順序］（　）内は保証社員が変更登録を受けた場合の表示

①当協会の保証社員であった者の商号（商号）　②旅行業の業務の範囲（変更登録前の旅行業の業務の範囲）　③登録番号（変更登録前の登録番号）　④氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名　⑤主たる営業所の名称及び所在地　⑥旅行業の登録年月日　⑦協会の保証社員としての地位を失った年月日（変更登録年月日及び変更登録後の登録番号）　⑧保証社員が当協会に納付した弁済業務保証金分担金の額に相当する額（取戻しをしようとする弁済業務保証金の額）　⑨弁済限度額

＊冒頭のＡは保証社員の地位を失った場合、Ｂは保証社員が変更登録を受けた場合をあらわす。

Ａ　①株式会社トラベルワールドジャパン　②第３種旅行業　③東京都知事登録旅行業第３－6284号　④株式会社トラベルワールドジャパン　東京都台東区東上野一丁目８番１号　代表取締役　西沢直詠　⑤本社営業所　東京都台東区東上野一丁目８番１号　⑥平成22年３月４日　⑦平成27年５月23日　⑧60万円　⑨300万円

Ａ　①株式会社日本公文教育研究会　②第３種旅行業　③東京都知事登録旅行業第３－4929号　④株式会社日本公文教育研究会　大阪市淀川区西中島五丁目６番６号　代表取締役　角田秋生　⑤東京支店　東京都港区高輪四丁目10番18号　⑥平成12年12月15日　⑦平成27年５月29日　⑧60万円　⑨300万円

Ａ　①有限会社ジャパンバリツアーズ　②第３種旅行業　③東京都知事登録旅行業第３－4074号　④有限会社ジャパンバリツアーズ　東京都大田区仲池上二丁目６番10号　取締役　野田和代　⑤本社営業所　東京都大田区仲池上二丁目６番10号　⑥平成８年９月17日　⑦平成26年９月18日　⑧60万円　⑨300万円

Ａ　①株式会社ベストブライダル　②第１種旅行業　③観光庁長官登録旅行業第1730号　④株式会社ベストブライダル　東京都渋谷区東三丁目11番10号　代表取締役　塚田正之　⑤新宿Ｆ．Ｉ．Ｔ　東京都新宿区新宿四丁目１番４号　⑥平成11年10月29日　⑦平成26年10月21日　⑧1400万円　⑨7000万円

以上４件

東京都千代田区霞が関３丁目３番３号
一般社団法人日本旅行業協会
会長　田川　博己

Ａ　①ＫＹＵＳＹＵＴＯＵＲＩＳＭ＆ＴＯＵＲＳＹＳＴＥＭ　②第３種旅行業　③大分県知事登録旅行業第３－172号　④髙瀬道信　日田市大字庄手192番地３　⑤本社営業所　日田市大字庄手192番地３　⑥平成20年12月８日　⑦平成27年５月28日　⑧60万円　⑨300万円

Ａ　①高遠交通旅行　②地域限定旅行業　③長野県知事登録旅行業第地域－559号　④伊藤彰二　伊那市前原8268－787カーサ・ディパーチェＢ　⑤本社営業所　伊那市前原8268－787カーサ・ディパーチェＢ　⑥平成27年２月３日　⑦平成27年５月31日　⑧20万円　⑨100万円

Ａ　①有限会社ＴＭＪ　②第３種旅行業　③東京都知事登録旅行業第３－4792号　④有限会社ＴＭＪ　武蔵野市吉祥寺本町四丁目９番28号　代表取締役　田中瑞穂　⑤本社営業所　武蔵野市吉祥寺本町四丁目９番28号　⑥平成12年５月２日　⑦平成27年４月10日　⑧60万円　⑨300万円

Ａ　①高知西南交通株式会社　②第２種旅行業　③高知県知事登録旅行業第２－75号　④高知西南交通株式会社　四万十市佐岡434番地１　代表取締役　亀川代平　⑤本社営業所　四万十市佐岡434番地１　⑥平成９年12月25日　⑦平成27年４月２日　⑧220万円　⑨1100万円

Ａ　①チューオーツーリスト　②第２種旅行業　③大阪府知事登録旅行業第２－2576号　④大谷仁　堺市堺区浅香山町３丁10番25－803号　⑤本社営業所　堺市堺区浅香山町３丁10番25－803号　⑥平成22年10月７日　⑦平成27年６月５日　⑧220万円　⑨1100万円

Ａ　①加賀観光旅行　②第３種旅行業　③大阪府知事登録旅行業第３－890号　④不動孝則　大東市南楠の里町13番19号　⑤本社営業所　大東市南楠の里町13番19号　⑥昭和51年７月14日　⑦平成27年６月10日　⑧60万円　⑨300万円

以上６件

東京都港区虎の門４丁目１番20号
一般社団法人全国旅行業協会
会長　二階　俊博

宅地建物取引業者営業保証金取りもどし公告

宅地建物取引業法第30条及び宅地建物取引業者営業保証金規則第８条の規定により次のとおり公告します。

下記の者に係る営業保証金につき宅地建物取引業法第27条第１項の権利を有する者は、本公告掲載の翌日から６箇月以内にその債権の額、債権発生の原因たる事実並びに住所氏名又は名称を記載した申出書２通を下記提出先に提出して下さい。前記の申出書の提出がないときは、下記の者に係る営業保証金は同人に返還されます。

平成 27 年７月１日

記

［掲載順序］

①商号又は名称　②免許証番号　③（代表者の）氏名　④事務所の所在地　⑤営業保証金の額　⑥申出書提出先　⑦掲載者住所、商号又は名称及び氏名

①三井不動産株式会社　②国土交通大臣(15)第11号　③代表取締役　菰田正信　④東京都中央区日本橋室町二丁目１番１号　廃止した従たる事務所　東京都中央区日本橋室町四丁目１番22号６階　⑤500万円　⑥関東地方整備局長　⑦東京都中央区日本橋室町二丁目１番１号　三井不動産株式会社　代表取締役　菰田正信

①株式会社安田ビル　②神奈川県知事(7)第17709号　③取締役社長　小坂大樹　④横浜市神奈川区鶴屋町２丁目20番３　⑤1000万円　⑥神奈川県知事　⑦横浜市神奈川区鶴屋町２丁目20番３　株式会社安田ビル　取締役社長　小坂大樹